



静岡労働局発表
平成27年9月3日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
(電話) 054-254-6315

平成27年度静岡県最低賃金の改正決定について
(18円の引上げ、時間額783円)

1 静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」は、静岡地方最低賃金審議会の改正答申どおり決定し、静岡労働局長(野村 栄一)は、平成27年9月3日付け官報に公示し、平成27年度の静岡県最低賃金について、下記のとおり、改正決定した。

2 改正された静岡県最低賃金の発効日(効力発生日)の本年10月3日(土)からは、静岡県内で事業を営む、または静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、その使用する労働者に対し、時間額783円以上の賃金を支払わなければならない。

なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、別添の「静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移」のとおりである。

3 地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援するため、賃金の引上げと業務の改善を実施した中小企業に対して経費の一部を補助する業務改善助成金制度を設けている。

問い合わせ先：静岡労働局労働基準部賃金室または静岡県最低賃金総合相談支援センター(電話：054-254-1511)

記

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生年月日
783円	765円	18円	2.35%	平成27年10月3日

(別添) 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移

				発効年月日
	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
平成17年度	677	4	0.59	H.17.10.1
平成18年度	682	5	0.74	H.18.10.1
平成19年度	697	15	2.20	H.19.10.26
平成20年度	711	14	2.01	H.20.10.26
平成21年度	713	2	0.28	H.21.10.26
平成22年度	725	12	1.68	H.22.10.14
平成23年度	728	3	0.41	H.23.10.14
平成24年度	735	7	0.96	H.24.10.12
平成25年度	749	14	1.90	H.25.10.12
平成26年度	765	16	2.14	H.26.10.5
平成27年度	783	18	2.35	H.27.10.3